

## 京都市上京区総合庁舎整備等事業提案審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 京都市（以下「市」という。）が実施する京都市上京区総合庁舎整備等事業（以下「事業」という。）に関する事業者を、競争性、公正性及び透明性を確保し選定するため、学識経験者等からの意見を聴取し、審査を行う京都市上京区総合庁舎整備等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (審査委員会の業務)

第2条 審査委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 事業者の募集要項の検討に関すること。
- (2) 事業者の選定基準の検討，作成に関すること。
- (3) 事業者からの応募書類の審査，評価に関すること。
- (4) 事業者の選定に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 審査委員会は委員8人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 事業に関し専門的な知識を有する学識経験者
- (2) 当該対象施設の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には、委員の互選により選任された委員をもって充てる。

3 委員長は、審査委員会を統括する。

4 副委員長には、委員長が指名する委員をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 審査委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 審査委員会の会議は、非公開とする。

(委員の責務)

- 第6条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。
- 2 委員は、直接間接を問わず、事業に関する提案等に参加してはならない。
  - 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(委員の任期)

- 第7条 委員の任期は、平成23年8月22日から平成24年10月31日までとする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

- 第8条 審査委員会の事務局は、京都市文化市民局地域自治推進室が行う。
- 2 市が委託したアドバイザー等は、審査委員会の事務局に参加する。
  - 3 京都市文化市民局地域自治推進室の職員、アドバイザーその他審査委員会に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月22日から実施する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の審査委員会は、市長が招集する。

附 則 (平成23年9月15日)

- 1 この要綱は、決定の日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。